

議案第93号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第11条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本町に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。）で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

3 第1項の規定による保険料率の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和８年度に限り前年度非課税者に係る特例減免を行うため本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p>附 則 <u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u> 第11条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本町に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。）で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。 2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段</p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による保険料率の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> | |

介護保険法施行令一部改正に伴う条例改正について

1 介護保険法施行令一部改正の趣旨

(1) 改正の背景(税制改正の影響)

令和7年度税制改正において、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額を引き上げることとなった。(10万円引き上げ:55万円⇒65万円)

介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、この改正により合計所得金額が減少し、保険料段階が下がる被保険者が生じる等の影響が見込まれる。

(2) 令和8年度保険料算定の特例措置

3年単位の介護保険事業計画期間(現在は令和6年度～令和8年度)中における、保険者の想定しない保険料収入の不足を防ぐ観点から、以下の措置が講じられる。

対象年度：令和8年度の第1号保険料に限り適用

算定方法：給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除を従前のもの(55万円)として保険料を算定

(注)合計所得が変わらなければ、令和7年度と同額の保険料となる。

2 芽室町介護保険条例の改正案について

(1) 基本的な対応

芽室町介護保険条例(以下「条例」という。)における介護保険料については、介護保険法施行令第39条の基準に従い条例第4条で保険料率を定めていることから、国の政令改正に合わせ、令和8年度に限り控除を従前のものとして保険料を算定する。

(2) 特例減免の実施

令和8年度の保険料算定において、以下の条件に該当する被保険者に対し、特例減免を実施する。

ア 対象となるケース

令和7年度税制改正による「給与所得控除の最低保障額引き上げ」決定を受け、令和8年度(令和7年分収入)も引き続き住民税非課税となるよう就労調整(就労収入の増加)を行ったにもかかわらず、前述の(1)の算定方法により課税層と判定される場合

対象者：令和7年度(令和6年分収入)の住民税非課税の方

(第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員)

イ 減免の内容

介護保険法(平成9年法律第123号)第142条に定める「特別の理由」に該当するものとして、以下の減免を行う。

措置内容：課税・非課税の判定を「住民税非課税者」として判定する保険料段階まで減免。

(3) 条例改正の形式と手続き

特例減免の実施にあたり、被保険者の申請負担や事務負担を軽減するため、以下のとおり条例改正を行う。

ア システム対応の根拠規定

本人の個別申請によらずシステム上で減免対応が可能となるよう、条例の制定附則に第11条を追加し、特例減免の根拠を設ける。

イ 附則での対応

本措置は令和8年度限りの特例であるため、条例本則ではなく附則で定める改正として整理する。